

新潟県病院局管理規程第6号

新潟県病院局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月30日

新潟県病院事業管理者 藤山 育郎

新潟県病院局組織規程の一部を改正する規程

新潟県病院局組織規程（昭和36年新潟県病院局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び削除条を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(病院の組織)</p> <p><b>第8条</b> 病院に次の部、課、科及び係を置く。ただし、課、科及び係については、病院の規格その他の状況によりその一部を置かないことができる。</p> <p>管理部 (略)</p> <p>診療部 内科 総合診療科 呼吸器科 循環器内科 消化器内科 人工透析内科 脳神経内科(又は神経内科) 心療内科 緩和ケア内科 外科 呼吸器外科 心臓血管外科 <u>心臓血管・呼吸器外科</u> 消化器外科 乳腺外科 肛門外科 小児外科 整形外科 脳神経外科 形成外科 精神科 児童精神科 リウマチ科 小児科 皮膚科 泌尿器科 産婦人科(又は婦人科) 眼科 耳鼻いんこう科 リハビリテーション科 放射線科 麻酔科 病理診断科 臨床検査科 救急科 歯科 歯科口腔外科</p> <p>薬剤部 看護部</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、県立中央病院に<u>患者サポートセンター</u>、救命救急センター及び循環器病センター、県立十日町病院に<u>患者サポートセンター</u>、県立精神医療センターに社会復帰部、県立加茂病院及び県立吉田病院に<u>患者サポートセンター</u>、県立新発田病院に教育研修センター、<u>患者サポートセンター</u>及び救命救急センター、県立リウマチセンターに<u>患者サポートセンター</u>を置く。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、県立がんセンター新潟病院については、診療部に代えて次の部、センター及び科を置く。ただし、その一部を置かないことができる。</p> <p>臨床部～情報調査部 (略) <u>患者サポートセンター</u> 緩和ケアセンター～がん予防総合センター (略)</p> <p>(分掌事務)</p> <p><b>第9条</b> (略)</p>	<p>(病院の組織)</p> <p><b>第8条</b> 病院に次の部、課、科及び係を置く。ただし、課、科及び係については、病院の規格その他の状況によりその一部を置かないことができる。</p> <p>管理部 (略)</p> <p>診療部 内科 総合診療科 呼吸器科 循環器内科 消化器内科 人工透析内科 脳神経内科(又は神経内科) 心療内科 緩和ケア内科 外科 呼吸器外科 心臓血管外科 消化器外科 乳腺外科 肛門外科 小児外科 整形外科 脳神経外科 形成外科 精神科 児童精神科 リウマチ科 小児科 皮膚科 泌尿器科 産婦人科(又は婦人科) 眼科 耳鼻いんこう科 リハビリテーション科 放射線科 麻酔科 病理診断科 臨床検査科 救急科 歯科 歯科口腔外科</p> <p>薬剤部 看護部</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、県立中央病院に<u>地域連携センター</u>、救命救急センター及び循環器病センター、県立十日町病院に<u>地域連携センター</u>、県立精神医療センターに社会復帰部、県立加茂病院に<u>地域連携センター</u>、<u>県立吉田病院に地域連携室</u>、県立新発田病院に教育研修センター、<u>地域連携センター</u>及び救命救急センター、県立リウマチセンターに<u>地域連携センター</u>を置く。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、県立がんセンター新潟病院については、診療部に代えて次の部、センター及び科を置く。ただし、その一部を置かないことができる。</p> <p>臨床部～情報調査部 (略) <u>地域連携・相談支援センター</u> 緩和ケアセンター～がん予防総合センター (略)</p> <p>(分掌事務)</p> <p><b>第9条</b> (略)</p>

2・3 (略)

4 県立がんセンター新潟病院の臨床部、研究部、情報調査部、患者サポートセンター、緩和ケアセンター、がんゲノム医療センター及びがん予防総合センターの分掌事務は、次のとおりである。

臨床部～情報調査部

患者サポートセンター

(1)～(3) (略)

緩和ケアセンター～がん予防総合センター  
(略)

5 県立中央病院、県立十日町病院、県立加茂病院、県立新発田病院及び県立リウマチセンターの患者サポートセンターの分掌事務は、次のとおりである。

(1)～(3) (略)

6 県立吉田病院の患者サポートセンターの分掌事務は、次のとおりである。

(1)・(2) (略)

7・8 (略)

(参与等)

**第17条の2** 局、課、係及び班に参与、参事、副参事、経営企画員、主査及び主任を置くことができる。

2 参与、参事、副参事、経営企画員、主査及び主任は、上司の命を受けて担当事務を処理する。

**第20条** 病院の部、センター、室、課、科及び係に、次のとおり長を置く。

管理部～救命救急センター (略)

患者サポートセンター 患者サポートセンター長  
看護師長 副看護師長

循環器病センター・教育研修センター (略)

2 前項に規定するもののほか、県立がんセンター新潟病院の部及びセンターに次のとおり長を置く。

臨床部～情報調査部 (略)

患者サポートセンター 患者サポートセンター副センター長

緩和ケアセンター～がん予防総合センター (略)

3～7 (略)

(看護専門学校の職制上の職)

2・3 (略)

4 県立がんセンター新潟病院の臨床部、研究部、情報調査部、地域連携・相談支援センター、緩和ケアセンター、がんゲノム医療センター及びがん予防総合センターの分掌事務は、次のとおりである。

臨床部～情報調査部

地域連携・相談支援センター

(1)～(3) (略)

緩和ケアセンター～がん予防総合センター  
(略)

5 県立中央病院、県立十日町病院、県立加茂病院、県立新発田病院及び県立リウマチセンターの地域連携センターの分掌事務は、次のとおりである。

(1)～(3) (略)

6 県立吉田病院の地域連携室の分掌事務は、次のとおりである。

(1)・(2) (略)

7・8 (略)

(参与等)

**第17条の2** 局、課、係及び班に参与、参事、副参事、主査及び主任を置くことができる。

2 参与、参事、副参事、主査及び主任は、上司の命を受けて担当事務を処理する。

(経営企画員)

**第17条の4** 課に経営企画員を置くことができる。

2 経営企画員は、上司の命を受けて担当事務を処理する。

**第20条** 病院の部、センター、室、課、科及び係に、次のとおり長を置く。

管理部～救命救急センター (略)

地域連携センター 地域連携センター長 看護師長 副看護師長

地域連携室 地域連携室長 看護師長 副看護師長

循環器病センター・教育研修センター (略)

2 前項に規定するもののほか、県立がんセンター新潟病院の部及びセンターに次のとおり長を置く。

臨床部～情報調査部 (略)

地域連携・相談支援センター 地域連携・相談支援センター長 地域連携・相談支援センター副センター長 看護師長 副看護師長

緩和ケアセンター～がん予防総合センター (略)

3～7 (略)

(看護専門学校の職制上の職)

第24条 (略)

2 看護専門学校に必要な応じ、事務長、事務長補佐、庶務係長、副校長、教務主任及び教務専門員を置くことができる。

3～7 (略)

8 教務主任及び教務専門員は、上司の命を受け教務を処理する。

第24条 (略)

2 看護専門学校に必要な応じ、事務長、事務長補佐、庶務係長、副校長及び教務主任を置くことができる。

3～7 (略)

8 教務主任は、上司の命を受け教務を処理する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。